

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|-------------|---|------------|
| No | 57 | 府省庁名 国土交通省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における税制上の特例措置 | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る）に係る事業所等の事業所税の特例 ※対象の観光関連施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。 資産割 課税標準 1/2 （5年）</p> <p>② 上記観光関連施設に係る特別土地保有税の非課税</p> <p>③ 上記観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> | |
| 関係条文 | <p>① 地方税法附則第33条第1項、同法施行令附則第16条の2の8、同法施行規則第12条の3</p> <p>③ 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p> | |
| 減収見込額 | (初年度) ▲79 (—) (平年度) ▲79 (—) (単位：百万円) | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄の観光産業については、沖縄県の県外受取に占める観光収入の割合が20.6%（平成20年度）を占めるなど沖縄県のリーディング産業となっているが、近年、入域観光客数や観光収入が伸び悩んでおり、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等が課題となっている。</p> <p>このため、入域観光客数のわずか4.9%（平成22年度）に留まっている外国人観光客の拡大に向け、外国人観光客のニーズを満たす世界水準の観光関連施設の整備や、経済波及効果が高い大規模な国際会議・イベント・展示会や今後期待されるウェルネスツーリズムなどの需要を取り込めるよう、集会施設・休養施設等と一体となった宿泊施設の整備等を図ることが重要となっている。</p> <p>他方、観光客流入による自然や環境への影響を抑え、沖縄の魅力的な自然・文化を活かしたエコツーリズムや体験・滞在型観光など、観光資源の保全と利用の両立も求められている。</p> <p>以上のことから、沖縄の魅力的な海洋性リゾート地や独特の自然・文化といった沖縄の特性を最大限に発揮できるような投資のインセンティブを通じて観光振興を図ることが必要。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | ・【政策】沖縄政策の推進ー【施策】沖縄における産業振興 |
| | 政策の達成目標 | ・入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 平成24年度から28年度までの5年間 |
| | 同上の期間中の達成目標 | <p>・入域観光客数：約780万人、観光収入：約7,000億円、1人当たりの観光消費額：85,000円、平均滞在日数：4.28日</p> <p><参考> 次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%達成（対平成22年度実績比）を目指すもの。</p> <p>・入域観光客数：1,000万人、観光収入：1兆円、1人当たりの観光消費額：10万円、平均滞在日数：4.78日</p> |
| 政策目標の達成状況 | <p>平成22年度の実績</p> <p>・入域観光客数：572万人（うち外国人観光客数：28万人）</p> <p>・観光収入：4,033億円</p> <p>・観光客一人当たりの県内消費額：70,536円</p> <p>・平均滞在日数：3.78日</p> | |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 5施設／年 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税収増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p> |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | <p>国税</p> <p>・投資税額控除（法人税）</p> |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補てん措置（5年間） |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 投資税額控除（法人税）と沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。 |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保証するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p>現行観光振興地域における事業所税の軽減措置の適用実績（平成14年度～22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設数：1 ・減収額：241百万円 <p>【参考】国税軽減措置の適用実績（平成14年度～22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設数：2 ・減収額：164百万円 |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>現行観光振興地域における租税特別措置により、観光振興地域における観光関連施設の整備が促進され、入域観光客数及び観光収入の増加に寄与。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>現行観光振興地域における租税特別措置の延長要望時（平成18年8月末） 平成23年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数：650万人、観光収入：7,085億円「第3次沖縄県観光振興計画（変更前）」 |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>平成20年には、入域観光客数605万人、観光収入4,365億円と、いずれも過去最高を記録したものの、その後の世界同時不況の影響により落ち込み、また本年3月の東日本大震災の発生により、今後も厳しい状況が続くと予想される。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現行観光振興地域における租税特別措置の経緯 平成10年4月 制度創設 平成14年4月 地域指定要件、対象施設要件の緩和 平成19年4月 制度の延長及び対象施設の拡充 |